「AI発明」は特許になるか？：DABUS事件の最高裁確定と実務の指針

司法判断の結論：なぜAIは「発明者」になれないのか

発明者は「自然人（人間）」に限定

現行法は人間が発明することを前提に設計されており、AIは検判能力を持たない。

発明者名の記載は必須。自然人の氏名がない出願は、補正に応じない限り却下される。

国際的な「人間中心」の潮流

米国、英国、欧州（EPO）等でも同様に「発明者は自然人」との判断が主流。

各国におけるAI発明者（DABUS）の判断状況の比較

国・地域	判断の概要	主な理由
日本	認められない	発明者は「自然人」に限定。AIは権利能力を欠く。
米国・英国	認められない	法律上の「個人」や「発明者」は自然人を指すと解釈。
南アフリカ	認められた	形式的な登録制度であり、実体審査を伴わない特有の事例。

実務の指針：AI利用発明を権利化するための戦略

「人間の創作的寄与」が不可欠

AIを利用しても、検術の核心部分に人間が創作的に関与していれは特許取得が可能。

証拠化の重要性(ログの保存)

AIを利用しても、技術の核心部分と、AI 技術の核心部分に人間が創作的に関与していれば特許取得が可能。

証拠化の重要性（ログの保存）

課題設定、AI出力の選別、検証プロセスにおける人間の判断を記録・保存する。

共同発明者の適切な認定

誰が技術的特徴の完成に寄与したかを明確にし、自然人を発明者として記載する。